

事業者の皆さん マイナンバー(個人番号)を 正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供 のルール

- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄 のルール

- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

委託 のルール

- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

安全管理措置 のルール

- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」

取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
 - ① マイナンバーが間違っていないかの確認
⇒ マイナンバーが書いてある「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」で確認
 - ② 身元の確認
⇒ 顔写真が付いている「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
- ・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には...

1. 事業者において講ずることが望まれる措置

- (1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

※ マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2. 個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

① 個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、**速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告**するよう努めてください。

※ 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

② 個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。

(所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。)

特定個人情報の安全の確保に係る**「重大な事態」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました**。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「重大な事態」とは…

1. 漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
2. 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
3. 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態 等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト (<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>) をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 へ

※ 平日9時30分～20時 土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く）

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、 050-3816-9405（有料）におかけください。

※ マイナンバーカード（個人番号カード）を紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、**個人番号カードセンター（全国共通ナビダイヤル） 0570-783-578**（有料）でも対応しています。

マイナンバーに関する最新情報（ウェブサイト）

- ・マイナンバー制度.....内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・税分野での取扱い.....国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- ・社会保障分野での取扱い.....厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・マイナンバーガイドライン....個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/index.html>



ご存じ
ですか?

個人情報を事業に活用する すべての事業者に 個人情報保護法が 適用されます。

平成27年9月に個人情報保護法が改正されました。

これにより、平成27年9月9日（公布日）から2年以内の政令で定める日以降は、顧客や従業員の個人情報（氏名、電話番号、住所等）を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用しているすべての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

準備を
始めましょう!

もうすぐですね!



個人情報を取り扱う際の 注意点を確認しましょう。

さらに具体的なルール
は、今後、個人情報保護
委員会が定めるガイド
ラインをご確認ください。

☑ 個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。
また、特定した目的は、本人に通知、又は公表する必要があります。

☑ 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳は鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりするなどの安全に管理するための措置をとる必要があります。

☑ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、 原則として、あらかじめ本人の同意を得ること*

例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、国等に協力する場合等の一定の場合には、本人の同意がなくても、個人情報を第三者に渡すことができます。

☑ 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、 利用停止等すること*

☑ 個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

具体的な施行日や
ガイドラインは、
委員会のホームページ等
で公表されます！



* 個人情報を名簿化した際に必要となるルールです。

個人情報保護法とは？

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律が「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)です。



これまで
主に大企業が
対象でしたが、
これからは
すべての企業が
対象になりますよ。

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは？

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは、個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者をいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

改正前は、事業に活用する個人情報が5,000人分以下の事業者は、個人情報保護法の義務を守る必要はありませんでした。しかし、情報通信技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後は、このような事業者も個人情報保護法を守らなければならないこととなりました。

個人情報とは？

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいいます。

例：氏名・住所・生年月日、顔写真、顔認識データ、指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、免許証番号等

個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する独立機関として、平成28年1月1日に設置されました。改正法の施行前までは、事業分野ごとの担当大臣が事業者を監督し、施行後(公布の日から2年以内の政令で定める日)からは、個人情報保護委員会が事業者を監督することとなります。

- 法律の詳細や最新の情報を知りたい方は [個人情報保護委員会 検索](#) Click!
- 質問ダイヤルでは、「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

個人情報保護法 質問ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

- 個人情報の取扱いについての苦情は下記などにご相談ください。

事業者の
苦情受付窓口

認定個人情報保護団体

消費生活センターなど
地方公共団体の窓口

国民生活センター